

◎新潟県告示第401号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚沼市新保字新保69番4	田	249.22
魚沼市新保字水上77番	田	404
魚沼市新保字水上86番1	田	416
魚沼市新保字水上87番1	田	347
魚沼市新保字水上88番1	田	261
魚沼市新保字風下613番	田	2,441
魚沼市新保字前田652番1	田	2,646
魚沼市新保字前田652番2	田	579
魚沼市新保字前田652番3	田	284
魚沼市新保字前田653番1	田	490
魚沼市新保字前田653番2	田	36
魚沼市一日市字番匠免340番1	田	221
魚沼市一日市字番匠免340番2	田	352
魚沼市一日市字番匠免340番3	田	518
魚沼市一日市字番匠免341番1	田	740
魚沼市一日市字番匠免372番	田	742
魚沼市一日市字番匠免373番	田	742
魚沼市一日市字番匠免374番	田	742
魚沼市一日市字番匠免375番	田	742
魚沼市一日市字番匠免376番	田	742
魚沼市一日市字番匠免385番1	田	565
魚沼市一日市字番匠免385番2	田	358
魚沼市一日市字番匠免385番3	田	583

2 利用権の内容

水稻作付、野菜類作付

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年8月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

151,165円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。